ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者　各位

令和７年７月25日
【照会先】
年金局 事業企画課調査室
室長補佐　長谷川　功(内線 3582)
（直通電話）03(3595)2794
（代表電話）03(5253)1111
年金局 事業管理課
課長補佐　松浦　洋平(内線 3661)
（直通電話）03(3595)2730

日本年金機構　国民年金部
部　　長　福嶋　清
（直通電話）03(6892)0762

令和７年５月末現在　国民年金保険料の月次納付率

～令和７年５月の最終的な納付率(令和４年５月分保険料)は、83.7%～

厚生労働省では、このほど、令和７年５月末現在の国民年金保険料の納付率を取りまとめましたので公表します。

本資料には、各月の保険料が３年経過後、２年経過後、１年経過後にどれだけ納められているかを示す「３年経過納付率」、「２年経過納付率」、「１年経過納付率」をまとめています。

なお、「２年経過納付率」及び「１年経過納付率」は納付状況の途中経過を示すものであり、「３年経過納付率」が最終的な納付状況を表す指標となります。

保険料を納めるべき納付対象者の状況

○　３年経過納付率（令和４年５月分保険料）は、83.7%
（対前年同期増減幅＋0.2ポイント）

○　２年経過納付率（令和５年５月分保険料）は、84.8%
（対前年同期増減幅＋3.2ポイント）

○　１年経過納付率（令和６年５月分保険料）は、82.6%

（注）数値は、それぞれ四捨五入しているため、下一桁の計算が合わない場合がある。

令和７年７月25日

令和７年５月末現在　国民年金保険料の月次納付率

～令和７年５月の最終的な納付率（令和４年５月分保険料）は、83.7%～

《保険料を納めるべき納付対象者の状況》

○　国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況をみるための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出している。

○　納付状況の途中経過を示すものとして１年経過納付率、２年経過納付率があるが、最終的な納付状況を見るための指標としては３年経過納付率が適当。

○　令和７年５月の最終的な納付率（令和４年５月分保険料）は、83.7%。

・令和４年５月分保険料の納付率

	納付月数	納付対象月数	納付率
３年経過納付率 （令和７年５月末現在）	638　万月	762　万月	83.7　%
２年経過納付率 （令和６年５月末現在）	635　万月	761　万月	83.5　%
１年経過納付率 （令和５年５月末現在）	618　万月	774　万月	79.9　%

・令和５年５月分保険料の納付率

	納付月数	納付対象月数	納付率
２年経過納付率 （令和７年５月末現在）	628　万月	741　万月	84.8　%
１年経過納付率 （令和６年５月末現在）	614　万月	752　万月	81.6　%

・令和６年５月分保険料の納付率

	納付月数	納付対象月数	納付率
１年経過納付率 （令和７年５月末現在）	617　万月	746　万月	82.6　%

令和7年5月末現在

都道府県別納付状況

都道府県	３年経過納付率（令和４年５月分保険料）		２年経過納付率（令和５年５月分保険料）		１年経過納付率（令和６年５月分保険料）
	納付率（%）	前年度からの伸び（ポイント）	納付率（%）	前年度からの伸び（ポイント）	納付率（%）
全　国	**83.7**	**+0.2**	**84.8**	**+3.2**	**82.6**
北海道	83.6	+0.3	84.3	+3.3	81.9
青　森	86.5	+0.6	87.5	+3.2	85.5
岩　手	90.5	+0.4	90.8	+2.7	88.5
宮　城	85.7	+0.4	86.7	+3.1	84.3
秋　田	89.8	+0.4	90.3	+2.4	88.2
山　形	90.4	+0.3	91.2	+2.6	89.3
福　島	86.4	+0.4	87.1	+3.1	84.8
茨　城	81.5	+0.3	82.8	+3.2	80.8
栃　木	82.2	+0.4	83.7	+3.2	81.2
群　馬	83.2	+0.2	84.1	+2.7	82.0
埼　玉	80.7	+0.2	82.5	+3.7	80.8
千　葉	83.0	+0.1	84.8	+3.3	83.0
東　京	80.3	△0.2	82.1	+3.3	79.8
神奈川	84.0	+0.1	85.3	+3.2	83.4
新　潟	91.7	+0.2	92.3	+2.3	90.5
富　山	91.2	+0.2	91.9	+2.1	90.1
石　川	89.7	+0.1	90.2	+2.2	87.9
福　井	89.2	+0.4	89.9	+2.7	87.8
山　梨	88.1	+0.1	88.6	+2.2	86.4
長　野	88.9	+0.3	89.6	+2.7	88.1
岐　阜	87.7	+0.3	88.3	+2.7	86.0
静　岡	87.5	+0.2	88.1	+2.8	85.8
愛　知	85.2	+0.3	85.9	+3.0	83.6
三　重	86.0	+0.2	86.5	+2.9	84.3
滋　賀	87.0	+0.3	87.5	+2.6	85.3
京　都	85.2	+0.1	86.1	+3.0	83.7
大　阪	78.4	+0.4	79.6	+3.9	77.2
兵　庫	84.4	+0.3	85.1	+3.1	83.3
奈　良	86.2	+0.4	87.1	+2.9	85.3
和歌山	89.2	+0.4	90.1	+2.5	88.3
鳥　取	89.1	+0.3	89.8	+2.2	87.8
島　根	92.3	+0.2	92.4	+2.0	89.5
岡　山	85.8	+0.3	86.3	+2.9	84.2
広　島	87.4	+0.3	88.0	+2.7	86.1
山　口	87.7	+0.4	88.2	+2.6	85.8
徳　島	83.8	+0.5	85.2	+3.1	84.3
香　川	86.8	+0.4	87.7	+2.8	85.4
愛　媛	86.2	+0.4	86.7	+2.7	85.1
高　知	86.8	+0.5	87.4	+2.9	85.3
福　岡	81.3	+0.2	82.2	+3.7	79.4
佐　賀	86.1	+0.5	86.4	+2.8	85.3
長　崎	82.4	+0.5	83.6	+3.7	81.2
熊　本	83.3	+0.6	84.3	+4.0	81.7
大　分	82.4	+0.3	83.8	+3.5	81.3
宮　崎	84.3	+0.4	84.9	+3.4	82.8
鹿児島	84.5	+0.3	85.0	+3.1	82.4
沖　縄	82.0	+0.3	82.9	+4.0	77.6

注　「令和４年５月分保険料の３年経過納付率」及び「令和５年５月分保険料の２年経過納付率」の前年度からの伸びは、それぞれ「令和４年５月分保険料の２年経過納付率」及び「令和５年５月分保険料の１年経過納付率」と比較したものである。

（参考資料１）

国民年金保険料の月次納付率の推移

（保険料対象月：令和３年５月分～令和６年５月分）

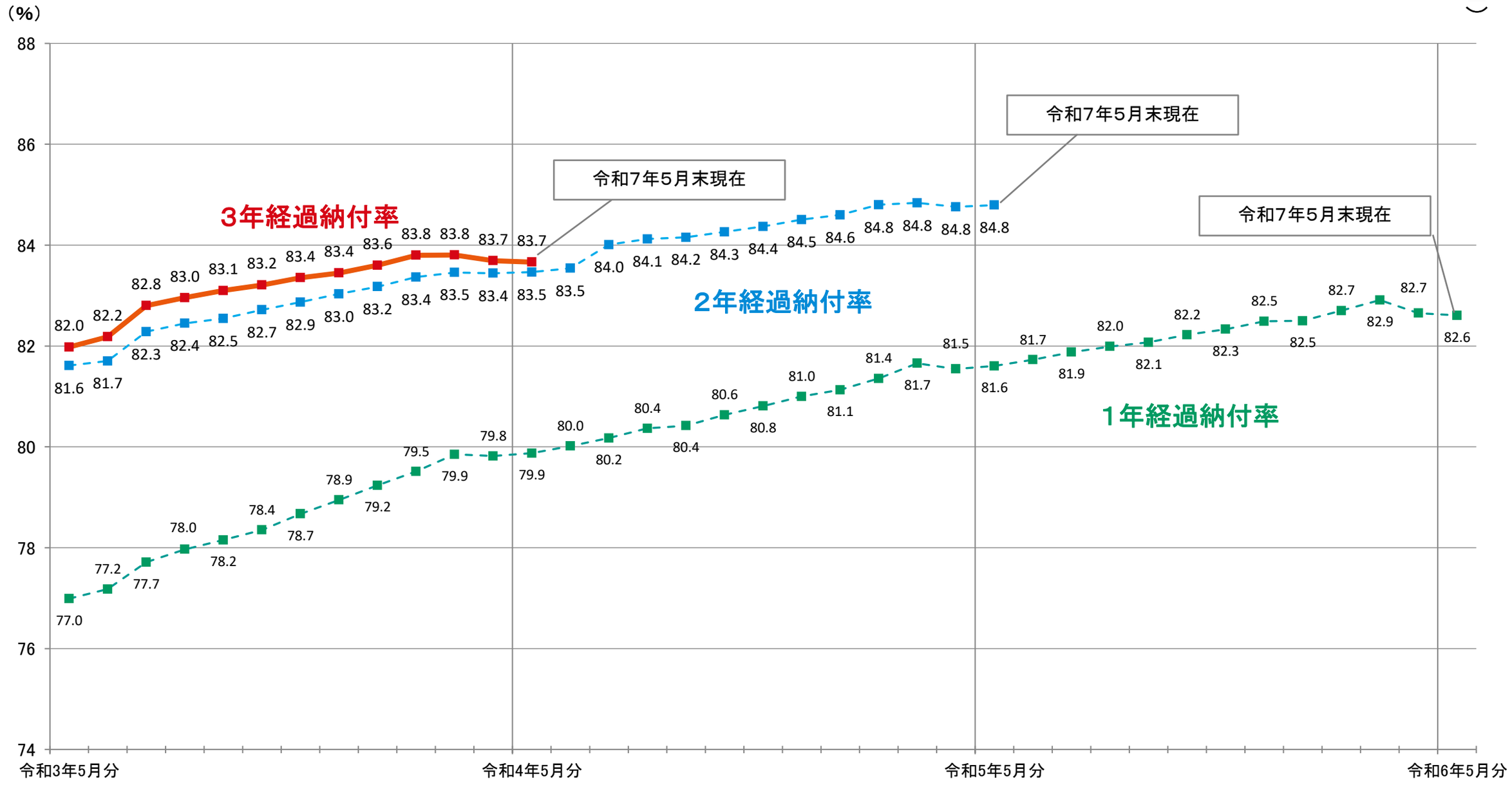

※横軸は保険料対象月

（参考資料２）

月次納付率の定義

３年経過納付率（令和４年５月分保険料）

$$\text{３年経過納付率（％）（令和４年５月分保険料）} = \frac{\text{令和７年５月末現在の令和４年５月分保険料の納付月数}}{\text{令和７年５月末現在の令和４年５月分保険料の納付対象月数}} \times 100$$

※　保険料を徴収する権利は、納付期限（保険料対象月の翌月末）から２年を経過したときは時効によって消滅する。
なお、納付期限から２年経過後も、時効の中断等により保険料が納付される場合がある。

２年経過納付率（令和５年５月分保険料）

$$\text{２年経過納付率（％）（令和５年５月分保険料）} = \frac{\text{令和７年５月末現在の令和５年５月分保険料の納付月数}}{\text{令和７年５月末現在の令和５年５月分保険料の納付対象月数}} \times 100$$

１年経過納付率（令和６年５月分保険料）

$$\text{１年経過納付率（％）（令和６年５月分保険料）} = \frac{\text{令和７年５月末現在の令和６年５月分保険料の納付月数}}{\text{令和７年５月末現在の令和６年５月分保険料の納付対象月数}} \times 100$$